

特例条例に基づく県税の課税免除・不均一課税について

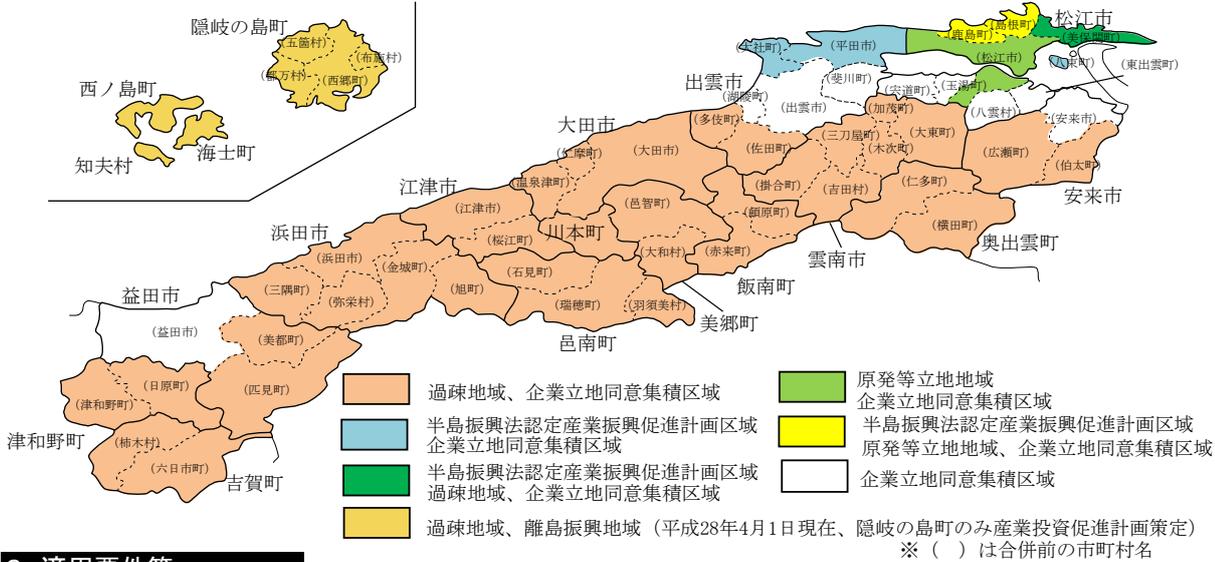
(地域再生法による県税の不均一課税を除く)

法人用

指定区域内において、製造業等の用に供する生産設備等を新設又は増設した場合は、「特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例」(「特例条例」昭和48年7月6日島根県条例第37号)の規定に基づき、事業税及び不動産取得税について課税免除又は不均一課税の適用があります。

1 指定区域

課税免除又は不均一課税の指定区域は次の表に掲げるとおりです。(平成29年4月1日現在)



2 適用要件等

法律	適用要件			免除の種類	
	期間	青色申告 (連結申告)	適用基準額及び対象事業	増加 人員	事業税 不動産 取得税
(注) 半島振興法	H31.3.31 まで	○	資本金の額等が1千万円以下の法人の場合 500万円以上 資本金の額等が1千万円超5千万円以下の法人の場合 1,000万円以上 資本金の額等が5千万円超の法人の場合 2,000万円以上 500万円以上 情報サービス業、有線放送業 インターネット附随サービス業 コールセンターに係る事業等 農林水産物等販売業	—	不均一課税
(注) 離島振興法	H31.3.31 まで	○	資本金の額等が5千万円以下の法人の場合 500万円以上 資本金の額等が5千万円超1億円以下の法人の場合 1,000万円以上 資本金の額等が1億円超の法人の場合 2,000万円以上 500万円以上 情報サービス業、有線放送業 インターネット附随サービス業 コールセンターに係る事業等 農林水産物等販売業	—	課税免除
過疎法	H31.3.31 まで	○	2,700万円超	—	課税免除
原発等立地 地域振興法	H31.3.31 まで	—	2,700万円超	— 15人超	不均一課税

- 期間の要件は、生産設備等の取得日によって判定します。
- 適用基準額は、新增設された生産設備等のうち租税特別措置法第45条第1項又は同条第2項の規定の適用を受ける減価償却資産(半島振興法、離島振興法、過疎法の場合)若しくは法人税法施行令第13条第1号から7号までに掲げる償却資産(原発等立地地域振興法の場合)であって、直接製造業等の用に供されるものに係る取得価額です。なお、取得価額は原則として1つの事業所ごとに当該生産設備等を事業の用に供した日の属する事業年度における取得価額により判定されます。
- 事業の種類は、1つの事業所ごとに判定します。
- 増加人員は、生産設備等を事業の用に供したことに伴って増加する雇用者の数です。

(注)・指定区域内の市町村長が策定した認定産業振興促進計画(半島振興法の場合)又は産業投資促進計画(離島振興法の場合)に適合する生産設備等に該当することが必要となります。
 各市町村によって計画の策定状況が異なりますので、適合の可否を事前に確認してください。
 ・資本金の額等とは、資本金の額若しくは出資金の額です。

法律	適用要件				免除の種類		
	期間	青色申告 (連結申告)	適用基準額	事業の種類	増加 人員	事業税 不動産 取得税	
企業立地促進法	H30.3.31 まで	—	2億円超 (農林漁業関連業種 5,000万円超)	製造業、 情報通信業	—	—	課税免除

- 期間の要件は、H25.4.1以降に知事が承認する企業立地計画に基づいて設置された設備の取得日によって判定します。
 ○ 適用基準額は、新增設された当該施設のうち法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げる償却資産と、当該家屋又は構築物の敷地である土地に係る取得価額の合計です。
 なお、土地については、取得の日から1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限ります。

3 課税免除額等

免除の種類	事業税	不動産取得税						
課税免除	製造の事業等の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して、3年以内に終了する各事業年度に係る事業税のうち、次の計算式により得た額に税率を乗じた額が免除されます。 $\text{島根県分の事業税の課税標準となるべき所得金額} \times \frac{\text{新增設された生産設備等に直接従事する従業者数}}{\text{島根県内に有する事務所等の従業者の総数}}$	新增設された工場等の建物及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税の課税が免除(免除額は利用の実態に応じて算定)されます。						
不均一課税	上記の課税免除の額に、次の割合を乗じた額が軽減されます。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/8</td> </tr> </tbody> </table>	1年目	2年目	3年目	1/2	1/4	1/8	新增設された工場等の建物及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税(対象税額は利用の実態に応じて算定)が建物は0.4%、土地は0.3%の税率で課税されます。
1年目	2年目	3年目						
1/2	1/4	1/8						

4 申請

課税免除又は不均一課税の適用は、その適用を受けようとする税目ごとに、申請書等を申請期限までに提出した法人に限られます。

(1) 申請期限

① 事業税の場合

当該事業年度分に係る確定申告書及び修正申告書の申告納付期限

② 不動産取得税の場合

納期限(土地については、土地に対する納期の末日と建物に対する納期の末日のいずれか遅い日)

(2) 申請書等

書類の種類	事業税	不動産取得税
課税免除(不均一課税)申請書	◎	○
課税標準の区分に関する明細書	◎	—
新增設に係る生産設備の取得価額表	○	○
減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し(法人税法施行規則別表16)	○	○
新增設に係る機械及び直接従事する者の配置図	○	○
役員及び従業者の名簿	◎	●
各月末の従業者数に関する調べ	◎	●
事務所又は事業所全体の平面図	—	○
建物の平面図	—	○
市町村長が発行する「産業振興機械等の取得等に係る確認書」の写し	▲	▲
土地の取得価格が記載されている台帳の写し(固定資産管理台帳等)	—	△
企業立地計画の承認申請書及び承認書の写し	—	△

◎は、2年目又は3年目の申請を行う場合にも必要です。

●は、原発立地地域振興法(製造業を除く)の場合のみ必要です。

▲は、離島振興法又は半島振興法の場合のみ必要です。

△は、企業立地促進法の場合のみ必要です。

5 その他

特例条例の適用がある法人は、島根県県税条例第20条第4号により、製造の事業等の用に供した日から3年間に於いて課税免除等が受けられない期間について事業税の減免を受けることができます。

～詳しくは、最寄りの県民センターへお問い合わせください～

名称	担当グループ名	電話	管轄区域
東部県民センター 松江市東津田町1741-1 (松江合庁2F)	法人課税課 (事業税)	0852(32)5621	松江市 出雲市 安来市 雲南市 奥出雲町 飯南町
	不動産課税第一課、不動産課税第二課 (不動産取得税)	0852(32)5616 0852(32)5618	海士町 西ノ島町 知夫村 隠岐の島町
西部県民センター 浜田市片庭町254 (浜田合庁1F)	法人・軽油課税課 (事業税)	0855(29)5519	浜田市 益田市 大田市 江津市 川本町 美郷町
	不動産・自動車課税課 (不動産取得税)	0855(29)5521	邑南町 津和野町 吉賀町

(このちらしは、平成28年4月1日現在の制度によっています。)